

令和8年度 伊仙町会計年度任用職員募集案内

次のとおり、パートタイム会計年度任用職員の募集を行います。

パートタイム会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する地方公務員をいいます。服務についても地方公務員法に基づき、各規定が適用されます。(別紙参照)

また、分限や懲戒の規定も適用になります。

1. 募集職種・人数・勤務条件等

(1) 募集職種・人数

○町長部局

募集職種	募集人数
一般事務・水道現場管理・道路維持管理作業員・農業支援センター管理業務・栄養士・歯科衛生士・看護師・ほーらい館運営スタッフ 等	40人程度

○教育委員会部局

募集職種	募集人数
一般事務・用務員・図書司書(補)・遺跡遺物整理作業員・町誌編纂室事務補助・学校給食センター調理員・運転士・パン加工技術員 特別支援教育支援員 等	60人程度

※年齢制限はありません。また、性別は問いません。

※詳しい業務内容等については担当課へお問い合わせください。

※地方公務員法第16条に規定する欠格条項(①～③)に該当する人は採用されません。

①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

②伊仙町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 任用期間

任用期間は一会計年度(令和8年4月1日から令和9年3月31日)内です。

※ 法律上、年度をまたいでの任期の更新はできません。

※ 翌年度における再度の任用は改めて選考を経て決定します。

(3) 勤務条件等

項目	内 容	
任用期間	一会計年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）以内	
試用期間	地方公務員法第22条及び第22条の2第7項の規定により最初の1ヶ月間は条件付採用（試用期間）となります。 （勤務日数が少ない場合は勤務日数が15日に達するまで）	
勤務場所	○役場庁舎、ほーらい館、なくさみ館、農業支援センター 等 ○教育委員会関係 教育委員会事務局、各小中学校、学校給食センター、歴民館 等	
勤務時間	原則 月曜日～金曜日の8:30～16:00（6時間30分） ※配属先によって異なります。 ※時間外勤務は原則命じない（やむを得ず時間外勤務の必要がある場合は、他の勤務時間と振り替える等調整）	
休 日 等	週休日（土曜、日曜）及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに年末年始休暇（12月29日～翌年1月3日） ※配属先によって、休日等が異なる場合があります。	
報酬額等	各課の募集要項でご確認ください。 ※報酬額は職種や資格等で異なります。	
休 暇 等	年次有給休暇	
※ 特別休暇	有給	*官公署への出頭、公民権行使、災害（現住居滅失・出退勤困難等）、忌引、産前・産後、負傷又は疾病 等
	無給	*育児時間、子の看護、介護、生理、骨髓移植 等
諸 手 当	通勤手当（費用弁償）、期末手当、勤勉手当等 ※通勤手当（費用弁償）及び期末手当は一定に要件を満たす場合に支給します。	
社会保険	共済組合、雇用保険の適用があります。 ※一定の要件を満たす場合に加入します。	

※特別休暇は令和7年4月1日現在の規則をもとに作成しており、改正等により変更することがあります。

2. 選考方法

- (1) 書類選考
- (2) 面接

3. 申込手続き等

(1) 申込手続（申込時に提出された書類は返却いたしませんのでご了承ください。）

伊仙町会計年度任用職員申込書（写真貼付）・・・1通

町税等納入状況証明書・・・・・・・・・・・・1通

ハローワーク紹介状 ・・・・・・・・・・・・1通

※ハローワーク徳之島（0997-82-1438）にて求職登録をしてください。

(2) 受付期間

①令和8年2月18日（水）～令和8年2月27日（金）

平日の午前8時30分～午後5時15分まで

②郵送の場合は、受付期間内消印有効とし、申込書の封筒の表に「会計年度任用職員申込書在中」と記入してください。

(3) 提出先

〒891-8293

大島郡伊仙町伊仙 1842 伊仙町役場総務課 TEL 0997-86-3111

(4) その他

希望する課、職種での採用になるとは限りません。（予算の状況や、その職に対する応募超過等の場合、他の職に欠員があれば適性等を考慮して他の職での任用となることがあります。）

【別紙】地方公務員法 第6節 服務

服務の根本基準 (第30条関係)	すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。
服務の宣誓 (第31条関係)	職員は任用時にあらかじめ服務の宣誓をしなければなりません。
命令従事義務 (第32条関係)	法令等の定めや上司の職務上の命令に従わなければなりません。
信用失墜行為の禁止 (第33条関係)	職の信用を傷つけ、職員全体の不名誉となるような行為（反社会的な行為、飲酒運転事故、犯罪となるような行為等）は、職務時間中又は職務時間以外の時間においても禁止されています。
秘密を守る義務 (第34条関係)	職務上知り得た秘密や個人に関する情報等を在職中はもちろん、退職後も第三者に漏らしてはいけません。
職務専念義務 (第35条関係)	勤務時間中、その職務に専念し、自己の判断により勤務時間内に職務以外の行為をすること、又は勝手に職務時間を変更することは禁止されています。
政治的行為の制限 (第36条関係)	政治団体の結成や選挙支持等の政治的な活動、在職中の立候補や他の職員への政治的行為の要求は禁止されています。
争議行為等の禁止 (第37条関係)	争議行為や怠業行為の企画、他の者との共謀、職員へのそそのかし等は禁止されています。（ストライキ等）
営利企業等の従事制限 (第38条関係)	自営業等の兼業又は営利企業等への従業は禁止されています。 (パートタイム会計年度任用職員は信頼失墜行為の禁止や職務専念義務等を遵守できる場合に免除される。)